

水俣市空家等の適切な管理に関する条例

水俣市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年条例第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関する必要事項を定めることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 管理不適切な状態 法第3条の規定による適切な管理が実施されておらず、特定空家等となるおそれがある状態をいう。

（2） 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（3） 市民 市内に居住若しくは滞在し、又は通勤若しくは通学する者をいう。

（民事による解決との関係）

第3条 この条例の規定は、特定空家等の所有者等と当該特定空家等から害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、所有等に係る空家等が管理不適切な状態にならないように自らの責任において当該空家等を管理しなければならない。

（情報提供）

第5条 市民は、管理不適切な状態又は特定空家等と疑われる状態にある空家等（以下「管理不適切空家等」という。）があると認めるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。

（実態調査等）

第6条 市長は、前条の情報提供を受けたとき、又は必要に応じ、管理不適切空家等の実態調査を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する実態調査により必要と認めるときは、法第9条第2項に基づく立入調査を行うことができる。

（関係機関との連携）

第7条 市長は、緊急を要する場合は、本市の区域を管轄する警察署、消防署その他の関係機関に必要な協力を要請することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた助言、指導、勧告、命令その他の処分については、なお従前の例によることとし、また、旧条例により調査収集した情報は、この条例の施行に必要な範囲で収集した情報とみなし、利用することができる。